

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和8年10月28日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
木原 健介

記

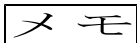
- 1 契約担当官等の官職及び氏名
支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 木原 健介
- 2 契約概要
 - (1) 契約件名 痴漢被害防止啓発用ポスター及びリーフレットの制作
 - (2) 契約内容 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和9年1月28日
- 3 参加資格、選定基準及び評価基準
 - (1) 企画提案書の提出者に要求される資格
 - ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ③ 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。
 - ④ 警察庁から指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
 - ⑤ 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (2) 企画提案書の特定のための評価基準
事業の目的との整合性、妥当性・独創性・訴求力、実施体制の適格性、実績の有無、経理処理能力の適格性、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標
- 4 手続等
 - (1) 担当部局
東京都千代田区霞が関2-1-2
中央合同庁舎2号館内 警察庁生活安全局生活安全企画課
電話 03-3581-0141
 - (2) 企画提案書及び必要書類の提出期限、場所及び方法
令和8年11月20日 17時00分
上記(1)に同じ。郵送の場合は提出期限までに必着のこと。
- 5 その他
 - (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - (2) 契約書作成の要否 要
 - (3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
 - (4) 詳細は仕様書による。本公示の日から上記4(1)の所在地において交付する。ただし、「電子調達システム」から入手することもできる。

痴漢被害防止啓発用ポスター及びリーフレットの制作

警察庁長官官房会計課

項目及び構成

- 仕様書
- 応募要領
- 審査手順書
- 契約書（案）
- 企画競争に関するアンケート



○方式

公募型プロポーザル方式

○契約予定額

2,880,000円（税込み）

○企画提案書の提出期限は、

令和8年11月20日 17時00分（必着）です。

○企画提案書の構成は、「応募要領」をご確認下さい。

○企画提案書と併せて、

- ・「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し」

＊令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「役務の提供等」のA、B、C又はDに格付けされている者であること。

- ・「見積書」を提出して下さい。

なお、見積書は一式見積りではなく、可能な限り細かな内訳を添付して下さい。提出後、必要に応じて内容をお聞きする場合がありますのでご承知願います。宛名は「警察庁」でお願いします。

また、見積額は契約金額をご提示ください。

○契約に関する照会先

長官官房会計課調達係

電話 03-3581-0141 内線2298

メール tyotatu@npa.go.jp

○仕様に関する照会先

生活安全局生活安全企画課企画法制第二係

電話 03-3581-0141 内線3029

○注意事項

入札を辞退される方は、別紙の「企画競争に関するアンケート」に必要事項を記載の上、メールで送付してください。

仕 様 書

1 制作内容

痴漢被害防止啓発用ポスター及びリーフレットの制作

2 制作目的

痴漢被害については、令和5年に施行された改正刑法で規定された不同意わいせつ罪や、都道府県が制定する迷惑防止条例を適用して厳正に対処しているところであるが、令和7年中の全国の痴漢事犯の検挙等状況は、電車内での不同意わいせつの認知件数が618件、条例違反が1,657件となっており、後を絶たない状況である。痴漢被害に遭っても、「おおごとにしたくない」、「被害の記憶を思い出したくない」という被害者の心理的負担や、「犯人は捕まらないだろう」という諦めにより被害者自身が通報をためらうほか、痴漢被害を目撃した場合についても、痴漢かどうかの見極めの困難さや「自分がかかわらなくてもよい」といった傍観者効果、逆恨みのリスクを避けたい気持ち等の理由で通報に至っていない実態があり、試験に遅刻できないこと等を背景に通報をためらう受験生に対しSNS上で痴漢行為を企てる旨の悪質な投稿が問題化していることも踏まえると、痴漢事犯は市民生活の平穏と安全の確保を責務とする生活安全警察として対処すべき課題である。

このような状況を踏まえ、痴漢被害に遭った又は痴漢行為を目撃した場合の対応の周知や痴漢を企てる者への警告等を内容とする啓発用ポスター及びリーフレットを制作し、駅や商業施設等で掲示するほか、警察庁や都道府県警察等のホームページに掲載するなどし、痴漢被害防止のための啓発の充実を図る。

3 納入

(1) 納品物及び数量

ア ポスター（B3判）10,000部（2種類×5,000部）（別紙1のとおり）

イ リーフレット（A4判）90,000部（別紙2のとおり）

ウ ポスター及びリーフレットのデータ

(2) 納入期限

ア ポスター

令和9年1月28日（木）

イ リーフレット

令和9年1月28日（木）

ウ ポスター及びリーフレットのデータ

令和8年12月18日（金）

(3) 納入先

ア ポスター（B 3 判）

別紙 3 に記載の住所宛てに送付する。

なお、配布部数の内訳や送付先住所について変更する場合があるため、警察庁担当者と連絡を密にするよう留意する。

各納入先への納入に当たっては、受領書（別紙 4）を作成し、納入先担当者の署名を得た原本を警察庁へ提出すること。それらに係る費用は受託者で負担すること。

イ リーフレット（A 4 判）

前述の 3 (3) アと同様

ウ ポスター及びリーフレットのデータ

DVD-R 等の媒体に保存の上、警察庁生活安全局生活安全企画課企画法制第二係宛てに送付する。

4 内容等

(1) ポスターのサイズは B 3 判、リーフレットのサイズは A 4 判とする。

(2) ポスターは以下の 2 種類制作し、リーフレットには以下アを表面に、以下イを裏面とする。

ア 被害者及び第三者（目撃者）向けのもの

イ 加害者向けのもの

(3) ポスター及びリーフレットのデザイン・文言は以下のイメージを参考に企画提案し、詳細については警察庁と協議の上で決定することとする。

ア 被害者及び第三者（目撃者）向けのもの

痴漢被害に遭った際に警察への通報や周囲の人物に助けを求めることをためらわず、そうした行動を後押しするような文言のほか、痴漢を目撃した際は警察に通報すること等の文言を盛り込み、被害に遭った場合の対応策が伝わると共に、警察への通報をためらっている状況を打破できるようなデザイン

イ 加害者向けのもの

痴漢行為を行った場合のリスクや周囲の者が見ていること等が伝わる文言を盛り込み、痴漢行為を思いとどまらせるようなデザイン

(4) ポスター及びリーフレットの右下に別紙 5 の二次元コードを掲載する。

(5) 視線を集めやすく、かつ、内容が一目で理解できるデザインとする。

(6) データをモノクロで印字して使用することができるよう、モノクロでも内容が理解できるデザインとすることとする。

5 著作権等

- (1) 成果物に係る著作権（著作隣接権等の権利を含む。）は、全て警察庁に帰属するものとし、事前の連絡なく、加工及び二次利用できることとする。
また、本資料の二次利用の可能期間について定めないこととする。
- (2) 第三者が権利を有している著作物を使用する場合は、請負者の負担で著作権処理を行うものとする。
- (3) 著作権、肖像権及び個人情報の取扱いに関する紛争が生じた場合は、請負者の責任において対応することとし、警察庁はその責任を負わない。
- (4) 成果物に係る著作者人格権は行使しないこととする。
- (5) 成果物は、第三者の特許権、実用新案権その他の工業所有権等に抵触しないこととする。
- (6) 著作権及び工業所有権等の帰属する者との間で紛争が生じた場合は、請負者の責任と費用負担においてこれを解決することとする。契約期間後においても同様とする。

6 その他

- (1) 全て日本語で対応することとする。
- (2) 警察庁は、ポスター及びリーフレットのデザインを決定するまで相当程度の修正を求めることができる。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合は、警察庁と協議して決定することとし、本仕様書に記載のない事項であっても、必要と認められる事項については、警察庁と協議の上で行うこととする。
- (4) 作成にあたっては、警察庁担当者と連絡を密にする。
- (5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく認定等、提案書等に記載した事項について、認定取消し等によって記載した内容と異なる状況になった場合は、速やかに警察庁担当者に連絡することとする。
- (6) 制作過程で知り得た情報や資料等については、第三者に開示又は漏洩してはならず、制作過程で警察庁から提供を受けた資料等の複製をしてはならない。
- (7) 提案書の作成・提出に係る一切の費用は応募事業者の負担とし、提出された提案書等は返却しない。
- (8) 提出されたポスター及びリーフレットのデータについては、警察庁や都道府県警察において、ウェブサイトやSNS、デジタルサイネージ等の電子広報媒体で公開するほか、印刷して配布することを予定している。

印 刷 物 仕 様 書			
発 注 局 課	生活安全局生活安全企画課	担 当 者	檜 崎 TEL 3029
品 目	痴漢被害防止啓発用ポスター		
数 量	10,000部（2種類×5,000部）	納入期限	令和9年1月28日
仕 上 規 格	A 3 ・ A 4 ・ A 5 ・ B 4 ・ B 5 ・ B 6 ・ <u>その他</u> （B 3）		
校 正	受注者責任校正 ・ <u>発注課校正</u>		
印刷の種類	書 籍 類 ・ <u>ポスター</u> ・ 帳 票 類		
	写真印刷 ・ <u>新規打直</u>	F D 渡し	<u>有</u> ・ 無
	白 黒 ・ <u>全てカラー</u>	・ 一部カラー	
写 真	有 ・ <u>無</u>		
用紙の規格	別紙のとおり		
製 本	無線とじ ・ 針金とじ（平とじ・中とじ） ・ そ の 他 （ ）		
諸 加 工	はく押し ・ 光沢加工 ・ 化粧断ち ・ 穴 あ け ・ ナンバリング ・ その他（型抜き、三つ折）		
そ の 他	・ 見本がある場合は、その体裁等について見本に従うこと。 ・ 仕様等について疑義があるときは、警察庁担当官に説明を求めること。 ・ 提案書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ・ 搬入場所である合同庁舎2号館は、2 t ロングボディを超過する大きさの車両が接車できないため、あらかじめ警察庁担当官と日程等の調整を図り、搬入の許可を得ること。		

用 紙 の 規 格	
表 紙	上質紙 kg ・ その他（ ） . kg
本 文	上質紙 kg ・ その他（ ） . kg
	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
見 返 し	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
と び ら	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
そ の 他	上質紙 kg ・ その他（コート紙 ） 135 kg
	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
共通事項	・ 環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断基準を満たすものであること。

印 刷 物 仕 様 書			
発 注 局 課	生活安全局生活安全企画課	担 当 者	檜 崎 TEL 3029
品 目	痴漢被害防止啓発用リーフレット		
数 量	90,000部	納入期限	令和 9 年 1 月 28 日
仕 上 規 格	A 3 ・ A 4 ・ A 5 ・ B 4 ・ B 5 ・ B 6 ・ その他 ()		
校 正	受注者責任校正 ・ 発 注 課 校 正		
印刷の種類	書 籍 類 ・ ポスター ・ 帳 票 類		
	写真印刷 ・ 新規打直	F D 渡し	有 ・ 無
	白 黒 ・ 全てカラー	一部カラー	
写 真	有 ・ 無		
用紙の規格	別紙のとおり		
製 本	無線とじ ・ 針金とじ（平とじ・中とじ） ・ その他 ()		
諸 加 工	はく押し ・ 光沢加工 ・ 化粧断ち ・ 穴 あ け ・ ナンバリング ・ その他（型抜き、三つ折）		
そ の 他	・ 見本がある場合は、その体裁等について見本に従うこと。 ・ 仕様等について疑義があるときは、警察庁担当官に説明を求めること。 ・ 提案書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ・ 搬入場所である合同庁舎 2 号館は、2 t ロングボディを超過する大きさの車両が接車できないため、あらかじめ警察庁担当官と日程等の調整を図り、搬入の許可を得ること。		

用 紙 の 規 格	
表 紙	上質紙 kg ・ その他（ ） . kg
本 文	上質紙 kg ・ その他（ ） . kg
	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
見 返 し	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
と び ら	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
そ の 他	上質紙 kg ・ その他（コート紙 ） 135 kg
	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
	上質紙 kg ・ その他（ ） kg
共通事項	・ 環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断基準を満たすものであること。

配布部数							
番号	都道府県	部署 (抑止対策担当者の所属)	郵便番号	住所	ポスター① (被害者目録)	ポスター② (加害者目録)	リーフレット
1	警察庁	生活安全企画課企画法制第二係	〒100-8974	千代田区霞が関二丁目1番2号	30	30	400
2	北海道警察本部	生活安全企画課 痴漢対策担当	〒060-0002	札幌市中央区北二条西7丁目1番地1	200	200	3,500
3	青森県警察本部	生活安全企画課 痴漢対策担当	〒030-0801	青森市新町二丁目3番1号	50	50	600
4	岩手県警察本部	人身安全少年課 痴漢対策担当	〒020-0023	盛岡市内丸8番10号	50	50	600
5	宮城県警察本部	県民安全対策課 痴漢対策担当	〒980-8410	仙台市青葉区本町三丁目8番1号	100	100	2,000
6	秋田県警察本部	人身安全対策課 痴漢対策担当	〒010-0951	秋田市山王四丁目1番5号	40	40	600
7	山形県警察本部	生活環境課 痴漢対策担当	〒990-8577	山形市松波二丁目8番1号	40	40	600
8	福島県警察本部	生活安全企画課 痴漢対策担当	〒960-8065	福島市杉妻町2番16号	70	70	1,000
9	茨城県警察本部	人身安全少年課 痴漢対策担当	〒310-8550	水戸市笠原町978-6	110	110	2,000
10	栃木県警察本部	人身安全少年課 痴漢対策担当	〒320-0027	宇都宮市塙田一丁目1番20号	80	80	1,000
11	群馬県警察本部	子供・女性安全対策課 痴漢対策担当	〒371-0026	前橋市大手町一丁目1番1号	80	80	1,000
12	埼玉県警察本部	生活安全総務課 痴漢対策担当	〒336-0011	さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号	340	340	7,000
13	警視庁	生活安全総務課 痴漢対策担当	〒100-8929	千代田区霞が関二丁目1番1号	580	580	12,000
14	千葉県警察本部	生活安全総務課 痴漢対策担当	〒260-8668	千葉市中央区長洲一丁目9番1号	250	250	5,000
15	神奈川県警察本部	生活総務課 痴漢対策担当	〒231-0002	横浜市中区海岸通二丁目4番地	340	340	7,000
16	新潟県警察本部	生活安全企画課 痴漢対策担当	〒950-8553	新潟市中央区新光町4番地1	50	50	600
17	山梨県警察本部	生活安全企画課 痴漢対策担当	〒400-0031	甲府市丸の内一丁目6番1号	50	50	600
18	長野県警察本部	生活安全企画課 痴漢対策担当	〒380-8510	長野市大字南長野字幅下692-2	50	50	600
19	静岡県警察本部	生活保安課 痴漢対策担当	〒420-8610	静岡市葵区追手町9番6号	130	130	2,500
20	富山県警察本部	生活安全企画課 痴漢対策担当	〒930-8570	富山市新総曲輪1番7号	30	30	500
21	石川県警察本部	生活安全企画課 痴漢対策担当	〒920-8553	石川県金沢市鞍月1丁目1番地	60	60	700
22	福井県警察本部	人身安全・少年課 痴漢対策担当	〒910-0005	福井市大手三丁目17番1号	30	30	500
23	岐阜県警察本部	少年課 痴漢対策担当	〒500-8501	岐阜市数田南2-1-1	70	70	1,000
24	愛知県警察本部	生活安全特別捜査課 痴漢対策担当	〒460-8502	名古屋市中区三の丸二丁目1番1号	310	310	6,000
25	三重県警察本部	生活安全企画課 痴漢対策担当	〒514-0004	津市栄町一丁目100番地	50	50	700
26	滋賀県警察本部	県民安全対策課 痴漢対策担当	〒520-8501	大津市打出浜1番10号	50	50	600
27	京都府警察本部	生活安全企画課 痴漢対策担当	〒602-8041	京都市上京区藪之内町85の3・4番地	180	180	2,500
28	大阪府警察本部	府民安全対策課 痴漢対策担当	〒540-8540	大阪市中央区大手前三丁目1番11号	370	370	8,000
29	兵庫県警察本部	生活安全企画課 痴漢対策担当	〒650-8510	神戸市中央区下山手通5丁目6番21号	230	230	5,000
30	奈良県警察本部	生活安全企画課 痴漢対策担当	〒630-8213	奈良市登大路町80番地	50	50	600
31	和歌山県警察本部	人身安全対策課 痴漢対策担当	〒640-8269	和歌山市小松原通一丁目1番地1	30	30	500
32	鳥取県警察本部	生活安全企画課 痴漢対策担当	〒680-0011	鳥取市東町一丁目271番地	20	20	500
33	島根県警察本部	生活安全企画課 痴漢対策担当	〒690-0887	松江市殿町8番地1	20	20	500
34	岡山県警察本部	生活安全捜査課 痴漢対策担当	〒700-0824	岡山市北区内山下二丁目4番6号	70	70	1,000
35	広島県警察本部	人身安全対策課 痴漢対策担当	〒730-8507	広島市中区基町9番42号	110	110	2,000
36	山口県警察本部	生活安全企画課 痴漢対策担当	〒753-0071	山口市滝町1番1号	50	50	600
37	徳島県警察本部	人身安全・少年課 痴漢対策担当	〒770-8510	徳島市万代町二丁目5番地1	20	20	500
38	香川県警察本部	生活安全企画課 痴漢対策担当	〒760-0017	高松市番町四丁目1番10号	30	30	500
39	愛媛県警察本部	生活安全企画課 痴漢対策担当	〒790-0006	松山市南堀端町2番地2	50	50	600
40	高知県警察本部	人身安全・少年課 痴漢対策担当	〒780-0850	高知市丸ノ内二丁目4番30号	20	20	500
41	福岡県警察本部	生活安全総務課 痴漢対策担当	〒812-0045	福岡市博多区東公園7番7号	220	220	4,000
42	佐賀県警察本部	生活安全企画課 痴漢対策担当	〒840-0831	佐賀市松原一丁目1番16号	30	30	500
43	長崎県警察本部	生活安全企画課 痴漢対策担当	〒850-8548	長崎市尾上町3番3号	50	50	600
44	熊本県警察本部	生活安全企画課 痴漢対策担当	〒862-0950	熊本市水前寺六丁目18番1号	50	50	600
45	大分県警察本部	人身安全・少年課 痴漢対策担当	〒870-0022	大分市大手町三丁目1番1号	40	40	600
46	宮崎県警察本部	人身安全対策課 痴漢対策担当	〒880-0805	宮崎市旭町一丁目8番28号	40	40	600
47	鹿児島県警察本部	生活安全企画課 痴漢対策担当	〒890-8566	鹿児島市鴨池新町10番1号	40	40	600
48	沖縄県警察本部	人身安全対策課 痴漢対策担当	〒900-0021	那覇市泉崎一丁目2番2号	40	40	600
総数					5,000	5,000	90,000

送付日 令和 9 年 月 日

※送付日は、本書類返送日をご記入ください。

〇〇株式会社 御中

〇〇県警察本部

受領書

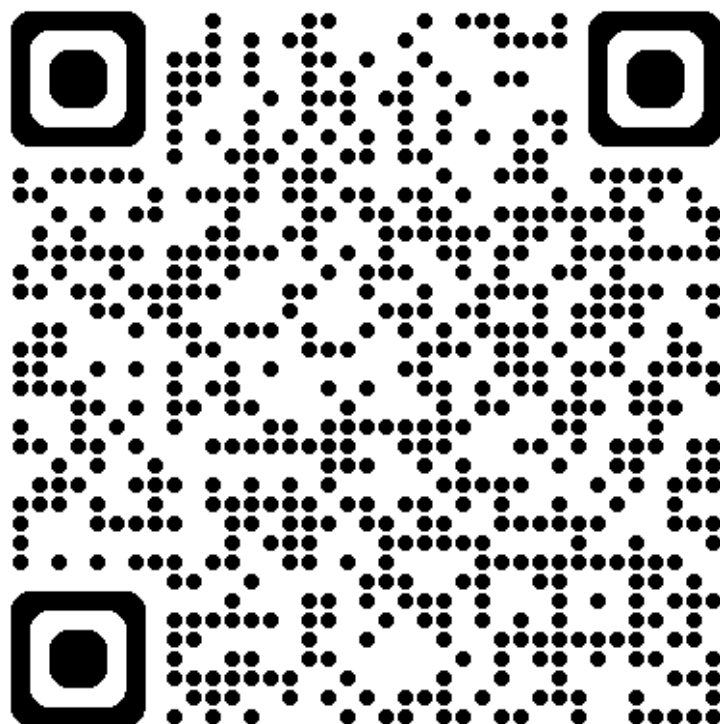
契約件名	枚数
痴漢被害防止啓発用ポスター (被害者及び第三者(目撃者)向け)	〇〇枚
痴漢被害防止啓発用ポスター (加害者向け)	〇〇枚
リーフレット	〇〇枚

上記のとおり受領しました。

受領日 令和 9 年 月 日

※受領日は物品を受領した日をご記入ください。

所 属 _____
氏 名 _____



契 約 書（製造請負）（案）

警察庁（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次のとおり製造請負契約を締結する。

- 1 品 名 痴漢被害防止啓発用ポスター及びリーフレットの制作
- 2 数 量 別添仕様書のとおり
- 3 仕 様 別添仕様書のとおり
- 4 契 約 金 額 ￥ . - うち消費税額及び地方消費税額 ￥ . -
（製造代金） 消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 5 納入期限（納期） 令和9年1月28日
- 6 納入場所（納地） 別添仕様書のとおり
- 7 契 約 保 証 金 徴収免除

（目的）

- 第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に附属する仕様書、図面及び内訳書等（以下「仕様書等」という。）に基づき、甲に対し、表記品名・数量・仕様の物品（以下単に「物品」という。）を完成させ、納入し（以下「本件業務」という。）、甲は、その対価を乙に支払うものとする。
- 2 契約金額は、表記のとおりとする。ただし、物品の価格若しくは構成要素が法令等により設定、改定若しくは廃止され、又は経済事情の激変などによって契約金額が明らかに適当でないと認められるときは、甲又は乙は、相手方に対して、必要と認められる契約金額の改定を申し入れることができる。申し入れにあたっては、契約金額の改定を希望する日までに、相手方に対して、その理由を明示して事前に通知し、甲乙協議して、その可否を決定するものとする。

（契約保証金）

- 第2条 乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記7に規定する契約保証金を現金又は国債をもって、契約締結の際、甲に納めなければならない。

（納入）

- 第3条 乙は、表記納入期限（以下「納入期日」という。）までに、表記納入場所において物品を納入しなければならない。
- 2 納入は、納入場所への搬入、設置、付随的役務及び次条による検査の全てが実施され、甲が検査に合格した物品を受領することにより、完了するものとする。
- 3 納入が完了したとき、乙は、甲宛に納品書を提出し、甲は、乙宛に受領書を交付する。

ただし、納入場所が地方（本庁以外の機関をいう。）の場合、乙は甲に対し、納入場所担当係官が交付した受領書を添付した甲宛ての出荷報告書を提出しなければならない。

4 納入に係る一切の費用は、乙の負担とする。

（納入検査）

第4条 乙は、物品を納入しようとする場合、希望検査日の10日前までに、希望検査日時、場所、品名及び数量等必要事項を文書をもって甲に通知し、甲乙協議してこれらを取り決めた上、双方立会の上、甲が定める方法にしたがって検査を受けなければならない。

2 納入する物品は、全て甲の指示（見本、仕様書等）のとおりであって、前項の検査に合格したものでなければならない。

3 第1項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

（納入計画書の提出）

第5条 乙は、甲が指示した場合、速やかに納入計画書（工程表も含む。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の納入計画書を不適當であると認める場合は、その変更を求めることができる。

（監督官等の派遣）

第6条 甲は、本契約の適正な履行を確保するため必要があると認めた場合は、監督官及び検査官又はその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その事務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

（官給品の支給及び貸与）

第7条 乙が、本契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器等（以下「官給品」という。）の品目、数量、支給若しくは貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は甲乙協議の上、決定するものとする。

（官給品の保管、引取り）

第8条 乙は、官給品の支給又は貸与を受けた場合は、遅滞なく受領書又は借用書を甲に提出するものとする。

2 乙は、官給品を本契約の目的以外に使用し、又は譲渡してはならない。

3 乙は、官給品を善良な管理者の注意をもって、滅失、損壊等のないよう、確実に保管しなければならない。滅失、損壊等が発生した場合は速やかに甲に書面で通知し、甲の指定した期間内に同等品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

4 乙は、官給品等について出納及び保管の帳簿を備え、その受払を記録し、その状況を

明らかにしなければならない。

- 5 官給品等の引き取り及び保管・管理に必要な費用は、契約金額に含まれるものとする。

（官給品の返還）

第9条 乙は、官給品につき必要がなくなった場合は速やかに甲に通知し、甲の指示に従い返還書を添えて甲に返還しなければならない。

- 2 返還に必要な費用は、契約金額に含まれるものとする。

（再委託）

第10条 乙は、物品の製造について、物品の構造、機能、性能に係る部分の全部若しくは大部分を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書等に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の10日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。

- 2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。
- 4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

（所有権の移転）

第11条 物品の所有権は、甲又は地方納入場所担当係官が乙に受領書を交付したときをもって乙から甲に移転するものとする。

（危険負担）

第12条 物品の所有権の移転前に生じた物品の滅失、毀損その他の損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

（不合格品の引取り）

第13条 乙は、甲の施設を利用して第4条第1項の検査を受け、その結果不合格となった場合、甲が指定した期限内に当該不合格品を自らの費用負担で持ち去らなければならない。

- 2 甲は、乙が前項の履行を怠った場合、前項で指定した期限経過後いつでも当該不合格品を他の場所に移動し、又は第三者に保管を託すことができる。ただし、その費用は全て乙の負担とする。

(遅延賠償金)

第14条 乙は、納入期日までに物品を完納することができないときは、速やかに甲に対し遅延の理由及び完納見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

2 甲は、前項に基づく書面を審査した結果、納入期日後に完納する見込みがあると判断したときは、遅延賠償金を徴収することとして納入期日の延長を認めることができる。ただし、遅延が天災地変等やむを得ない事由による場合は、乙はその事由を明らかにして遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

3 前項に基づく遅延賠償金は、納入期日の翌日から完納日までの日数に応じ、未納入物品の契約金額に、本契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した額とする。

(契約の解除及び違約金)

第15条 甲は、自己の都合により、物品が納入されるまでの間、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙が本件業務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙に以下の事由が生じた場合

イ 仮差押、差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、電子交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 甲が行う物品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3) 乙が第16条第1項に該当する場合

(4) 乙が第29条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合

(5) 前各号のほか、乙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として未納入物品の契約金額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第16条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関し、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第17条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1

項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

3 乙は、本契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して本契約締結日の債権管理法施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第18条 甲は、本契約に関し、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第15条第4項、第17条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 乙は、第15条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（契約金額の支払い）

第19条 甲は、第11条の所有権の移転が行われた後、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、請求金額を乙に支払うものとする。

2 甲は、納入期日が分割されている場合、特約をすることにより部分払いをすることができる。

3 甲は、第15条による契約解除の場合、既に受領済の物品があり、これが未納入の物品と分離して契約の目的の一部を達するものであるときは、受領済物品のその部分につきその対価を乙に支払うものとする。

（支払遅延利息）

第20条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金の還付)

第21条 甲は、第15条第1項の規定による契約解除の場合、本契約が甲乙の合意により解除された場合又は本契約の履行が完了した場合は、乙の領収書と引換えに契約保証金を乙に還付しなければならない。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第22条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本件業務の履行を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、乙は丙に対し次の各号を同意させ、又は遵守させる義務を負う。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を留保すること。

(2) 丙は、譲渡債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害することはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の改定その他本契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該変更により、譲渡債権の内容に影響が及ぶ場合は、専ら乙と丙の間において解決しなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて、乙が丙に債権の譲渡を行った場合は、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(知的財産権の紛争解決)

第23条 乙は、物品に係る権利関係が、第三者の特許権、実用新案権その他の知的財産権に抵触しないことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合には、直ちに甲に対して書面により通知するものとし、かつ、乙が自己の責任及び費用負担において当該紛争を解決するものとする。

(保証事項)

第24条 乙は、本契約に基づいて納入した物品に対し、その納入の日から起算して1年以内に故障を生じた場合は、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。ただし、甲

に故意又は重大な過失があった場合はこの限りではない。

(契約不適合責任)

第25条 甲は、物品の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。

3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。

4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。

5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない物品を引き渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が、その不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

6 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

(秘密の保持)

第26条 甲及び乙は、本契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。第10条第1項に規定する再委託の相手方についても、同様とする。

2 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求をすることができる。

(管轄裁判所)

第27条 本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第28条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除)

第29条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の確保)

第30条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進

- ・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（特記事項）

第31条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

- 2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書等、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書等、契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
木原 健介

乙

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）並びに乙、再受託者又は下請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再受託契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿住 所
会 社 名
代表者名

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の 住 所 及 び 氏 名	
再委託を行う業務 の 範 囲	
再委託を必要 と す る 理 由	
再 委 託 期 間	
再 委 託 率 (本契約に対する再委託の割合)	

※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始 10 日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他警察庁が指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認 と し た 理 由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託契約にあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 再委託の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

応募要領

1 件名

痴漢被害防止啓発用ポスター及びリーフレットの制作

2 目的

仕様書参照

3 提出書類

- (1) ポスター及びリーフレットデザインの提案書
提案内容について、仕様書に従って詳細に作成すること。
なお、任意の提案があれば、工夫の上、提出して差し支えない。
- (2) 制作スケジュール
契約から納品までの具体的な制作スケジュールを示すこと。
- (3) 制作体制
制作体制及び管理体制（各スタッフの氏名や経験年数、これまでの主な作品歴等）について記載した資料を作成すること。
- (4) 令和 7・8・9 年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格「物品の製造」又は「役務の提供等」）に格付けされている者であることを証明する書類の写しを提出すること。
- (5) 見積書
制作に必要な経費を記載すること。
- (6) 事業者概要
会社案内や会社の概要等の分かる資料（パンフレット可）を提出すること。
- (7) その他
 - ア ワーク・ライフ・バランスを推進する事業者として、以下のいずれかに該当する場合はその旨を証明する書類の写しを提出すること。
 - (ア) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下、「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律その他関係法令に基づく認定を受けた企業
 - (イ) 女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画を策定した企業
 - イ 応募事業者が特定されることのないよう、事業者概要及び見積書以外の提出書類に応募事業者名は記載しないよう留意すること

4 提出期限等

(1) 提出期限

令和8年11月20日（金）17時00分（必着）

※ 郵送の場合、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出部数

ア 前述3(1)から同3(3)までについては、各12部

イ 同3(4)から同3(7)までについては、各1部

(3) 提出方法

郵送又は持参により以下の提出先に提出すること

なお、FAXや電子メール等前述の方法以外での提出は認めない。

(4) 提出先

〒100-8974

東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

警察庁生活安全局生活安全企画課 企画法制第二係

電話 03-3581-0141（内線 3029）

5 選考要領

提出された提案書について審査を行い、採用された提案書を提出した事業者と契約を締結する。

6 その他

(1) 提出する提案書は、1事業者1案とする。

(2) 審査の結果、本制作の請負者となった場合、作成した提案書に基づき、警察庁担当者が示す期日までに、別添仕様書「5 著作権等」を踏まえた資料デザイン案を提出すること

(3) 提案書の作成に係る一切の費用は応募事業者の負担とし、提出された提案書等は返却しない。

(4) 応募事業者は、提案書の提出をもって、別添「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとみなす。

なお、虚偽の誓約又は誓約に反すると警察庁担当者が判断した場合は、当該事業者の応札は無効とする。

(5) 連絡先

本件に関する質疑は、

警察庁生活安全局生活安全企画課 企画法制第二係

電話 03-3581-0141（内線 3029）

宛てに行う。ただし、選考基準等に関する質疑は受け付けない。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について提案書の提出をもって誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

審査手順書

1 件名

痴漢被害防止啓発用ポスター及びリーフレットの制作

2 審査方式

(1) 審査項目は基礎点と加点の2つに分ける。

ア 審査項目・配点については、別紙「審査項目・配点表」のとおり

イ 基礎点については、最低限の要求水準を要件として設定する。基礎点に係る要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点とする。

警察庁での審査において、一つでも基礎点に係る要件を充足していないとみなした場合、その応募事業者は不合格とする。

ウ 加点については、その提案内容に応じて加点する。

また、以下の審査基準に基づき得点を与える。

評価ランク	審査基準	項目別得点 (20・10点満点)	
S	通常の設定を超える卓越した提案内容である。	20	10
A	通常設定される提案としては最適な内容である。	14	6
B	概ね妥当な内容であると認められる。	7	3
C	内容が不十分である、あるいは記載がない。	0	0

(2) 同率1位の場合は見積額が安価な提案を行った事業者を採用する。

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の加点方法

ア 厚生労働大臣から受けた次の認定のうち、最も配点が高い区分により加点する。

- ・ 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）
- ・ 次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- ・ 若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

イ 企画案に添付された厚生労働省から認定を受けていることを確認できる資料を確認し別紙「審査基準表」の評価基準に該当する配分点を5点を上限として加点する。

**「痴漢被害防止啓発用ポスター及びリーフレットの制作」
審査項目・配点表**

審査項目		審査基準		配点	
1 事業内容及び効果				70/100	
・事業の目的、趣旨との整合性	必須	・制作の目的及び趣旨との整合性がとれているか。	基礎点	10	10
・創意工夫及び広報効果	任意	【全体】 ・デザイン等は好感を持たれるものか。 ・目に付きやすく、印象的なものとなっているか（インパクトはあるか）。	加 点	20	60
	任意	【見やすさ】 ・文字の大きさ、写真等の大きさは適当か。 ・見やすい色合いとなっているか。	加 点	20	
	任意	【内容】 ・広報啓発資料の目的を適切に反映しているか。 ・内容が理解しやすくデザインされているか。	加 点	20	
2 事業実施主体の適格性等				25/100	
・実施主体の適格性、知見、実績の有無	必須	・広報啓発資料の作成に関する知見、ノウハウを有し、実施体制、役割分担が明確にされているか。 ・日程、人員、作業手順等が効率的であるか。	基礎点	5	15
		・国からの要望等に迅速・柔軟に対応できる充実した体制が備わっているか。	基礎点	5	
		・作業手順、スケジュール管理等が現実的かつ効率的であるか。	基礎点	5	
	任意	・広報啓発資料に関する過去の実績はどの程度か。 ・当該実績のうち、今回の事業と同種のものはあるか。	加 点	10	10
3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標				5/100	
・ワーク・ライフ・バランスの推進	任意	認定等の区分 ※1	加 点		
		女性活躍推進法に基づく認定 （えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等		ブラチナえるぼし ※2	5
				えるぼし3段階目 ※3	4
				えるぼし2段階目 ※3	3
				えるぼし1段階目 ※3	2
				行動計画 ※4	1
		次世代法に基づく認定 （くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）		ブラチナくるみん ※5	5
				くるみん（令和7年4月1日以降の基準）※6	4
				くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）※7	3
				トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）※8	3
				トライくるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）※9	3
				トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）※10	3
				くるみん（平成29年3月31日までの基準）※11	2
				行動計画（令和7年4月1日以後の基準）※4、※12	1
若年雇用促進法に基づく認定 （ユースエール認定企業）		4			
合計		基礎点	25	100	
加 点		75			

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加點を行うものとする。

※2 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定(ただし、※9及び※11の認定を除く。)

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定(ただし、※11の認定を除く。)

※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

※11 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定

※12 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更行ったもの

アンケート

警察庁長官官房会計課調達係 行

(Mail: tyotatu@npa.go.jp)

*今後の業務の改善に生かす目的でお願いするものです。

提出の内容等により不利な扱いを受けることはありません。

●調 達 件 名 痴漢被害防止啓発用ポスター及びリーフレットの制作

●御 社 名

ご担当者名

御連絡先

入札を辞退された方

●応募辞退の理由（回答するものに「レ」を付して下さい。複数回答可）

□応募までの準備期間が短い（入札公告から概ね____日間必要）。

□納期、履行期限が短い（概ね____日間必要）。

□仕様書の一部について対応できない。又は、御社にとって不利な条件である。

具体的にどこが問題でしたか。

□業務内容と異なる内容であった。

□情報収集目的（当初から入札に参加する意思はなかった）

□落札できそうにない（競合他社や価格面から）。

□その他（今回の入札に関する改善要望等）

入札に参加された方

●今回の公募型プロポーザル方式に関する改善要望等